

(設置)

第1条 つくば市における学区(つくば市立の小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園の通学区域をいう。以下同じ。)設定の適正化を図るため、つくば市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の附属機関として、つくば市学区審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平27条例47・一部改正)

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、学区に関する事項を調査審議し、教育委員会に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 諮問に係る学区内の市立の小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園の長並びに父母の代表者
- (2) 学識経験者

(平9条例33・平27条例47・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る事案の審議が終了し、答申したときに終わる。

(平9条例33・一部改正)

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平9条例33・一部改正)

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(平9条例33・一部改正)

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育局において処理する。

(平3条例41・平9条例33・平27条例18・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平9条例33・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年条例第41号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成9年条例第33号)

この条例は、平成9年5月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第18号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第47号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。